

# 令和6年度小笠原村各会計歳入歳出決算審査意見書

## 第1 審査の概要

### 1 審査の種類

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項の規定による審査

### 2 審査の対象

- (1) 令和6年度小笠原村一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和6年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和6年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和6年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和6年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和6年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (7) (1)～(6)に関する地方自治法施行令第166条第2項に規定する書類
  - ① 歳入歳出決算事項別明細書
  - ② 実質収支に関する調書
  - ③ 財産に関する調書
- (8) 令和6年度小笠原村簡易水道事業会計歳入歳出決算
- (9) 令和6年度小笠原村生活排水処理事業会計歳入歳出決算
- (10) (8)～(9)に関する地方公営企業法第30条第1項に規定する証書類及び事業報告書
- (11) (8)～(9)に関する地方公営企業法施行令第23条に規定する書類
  - ① キャッシュフロー計算書
  - ② 収益費用明細書
  - ③ 固定資産明細書及び企業債明細書

### 3 審査の期間

令和7年8月18日（月）から20日（水）まで

### 4 審査の手続き

#### (1) 一般会計・特別会計

審査にあたっては、村長から審査に付された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主

眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施した。

## (2) 地方公営企業会計

審査にあたっては、村長から審査に付された決算書類（地方公営企業会計決算書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表）、また、決算書付属書類（事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書）について、関係法令に準拠して調整されているか、企業の経営成績及び財政状況が適正に表示されているか、事業が地方公営企業法第3条に規定する基本原則に従って運営されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等の審査を実施した。

## 第2 審査の結果

### 1 一般会計、特別会計

審査に付された一般会計、特別会計決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、決算係数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、概ね適正に処理されていると認められた。

### 2 地方公営企業会計

審査に付された決算書及び決算付属書類は、関係法令に準拠して作成されていた。決算係数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、簡易水道事業会計、生活排水処理事業会計における営業収益において、計上すべき収益の処理が行われておらず、正しい決算額となっていないことが確認された。令和6年度より特別会計から地方公営企業会計へ移行された初年度で、その事務処理は現金主義から発生主義となり苦慮されたところが見受けられる。会計審査は、様々な視点で係数比較するため、令和7年度以降においては適正な経営成績及び財政状況の処理がなされ、会計審査が正しく実施出来るようになることを望む。その他、提出された決算書付属書類においては、概ね適正に処理されていると認められた。

## 第3 審査のまとめ

### 1 一般会計

一般会計の決算状況は、歳入総額が67億7,116万3,196円、歳出総額が65億2,363万8,248円となっており、収支差額は、2億4,752万4,948円、翌年度繰越財源9,047万3,386円を除いた実質収支額は、1億5,705万1,562円となっている。

歳入決算額内訳では、村税、使用料及手数料、財産収入、寄付金等自主財源決算額合計は、16億2,240万4,083円。決算額構成比は、24.0%、前年度と比較して構成比0.9%の

減となった。一方、地方交付税、国庫補助金、都支出金等依存財源決算額合計は、51億4,875万9,113円。決算額構成比は、76.0%、前年度と比較して構成比0.9%増となっている。歳入決算額総額に対する自主財源構成比が増えることが地方自治体の財政安定につながると考える。自主財源構成比を増やすための新たな取り組みを検討されたい。

また、村民税は前年度と比較して、112万6,429円(0.4%)の増。村民税の収納状況については、東京都主税局による島しょ地域短期派遣事業の取組みなど徴収率向上に努めた結果、徴収率98.5%、前年度の97.7%と比較しても高い徴収率となっている。今後も継続して徴収率向上に努められたい。

収入未済額は、603万8,907円、前年と比較し331万34円の増、不能欠損額は、11万389円となっており、収入未済回収に努められたい。

補助金交付関係事務については、23団体、30補助事業について審査を行った。人件費補助団体に対する指導検査は、指導検査要領に基づき、適正に実施されていた。

財政状況においては、人件費や公債費などの経常的な経費に対する一般財源の充当割合である経常収支比率は、75.2%、前年度と比較して0.8%増となり、概ね良好となっている。また、人件費における経常収支比率は、27.9%、前年度と比較して1.4%減となっている。引き続き人件費も含めた経常収支比率については、留意されたい。

地方債の状況は、前年度と比較して1億8,042万円(5.0%)の増。村民1人当たりの村債残高<sup>※1</sup>は、152万2,610円、前年度と比較して10万6,910円の増となっている。今後も小笠原小中学校改築工事等大規模工事が想定され、事業費における村の負担額の増、地方債の発行が見込まれるため、引き続き、地方債の償還含め、慎重かつ計画的な財政運営に努められたい。

※1 住民基本台帳登録者数(令和7年3月1日現在2,493人、令和6年3月1日現在2,597人)にて試算

## 2 特別会計

特別会計の決算状況では、全ての会計で実質収支差額は0円となっており、会計処理も適正に行われていた。

## 3 地方公営企業会計

令和6年度から特別会計から地方公営企業会計へ移行され最初の決算審査となった。

簡易水道事業会計においては、総収益5億3,994万2,597円のうち、営業収益は、9,693万5,925円(17.9%)、営業外収益は、4億4,300万6,672円(82.1%)となっている。キャッシュ・フローの状況は、簡易水道事業における業務活動によるキャッシュ・フローは1億793万9,794円のプラス、投資活動におけるキャッシュ・フローは251万3,011円のマイナス、財務活動によるキャッシュ・フローは、8,475万3,753円となっている。

生活排水処理事業においては、総収益2億7,331万6,451円のうち、営業収益5,147万2,303円(18.8%)、営業外収益は、2億2,184万4,148円(81.2%)となっている。キャ

キャッシュ・フローの状況は、生活排水処理事業における業務活動によるキャッシュ・フローは1億1,327万8,541円のプラス、投資活動におけるキャッシュ・フローは1億3,748万3,608円のマイナス、財務活動によるキャッシュ・フローは、2,786万1,545円となっている。

この結果、令和6年度における簡易水道事業会計及び生活排水処理事業会計は、投資活動におけるキャッシュ・フローにある建設改良にかかる企業債に依存しており、今後の返済負担増が想定されるが、概ね良好である。

令和7年度においては、施設更新等による建設改良工事として、扇浦浄水場機器（汚泥圧入ポンプ・床排水ポンプ）更新、導配水管取替工事（沖村3号・乳房線）等も予定されており、企業債の増も見込まれるため、計画的な施設の整備・更新に努められたい。

#### 4 抽出事業について

令和6年度に実施された事業のうち、主要な23件を抽出し審査を行った。審査にあたっては、各担当課から「業務委託」「工事契約」「補助金」等について抽出したほか、当年度から地方公営企業会計に移行した「小笠原村簡易水道事業会計決算書」及び「小笠原村生活排水処理事業会計決算書」についても、それぞれが地方自治の本旨に基づいて、住民の福祉の増進を図ることに寄与しているか、経営が公正で合理的かつ効率的に行われているかについて、独立性をもって、住民に代わり審査を行った。

項目別に、監査にあたった事業は次のとおりである。

##### (1) 業務委託

- ① 母島歯科診療業務委託
- ② 枯損木伐採作業委託(その10)
- ③ 上下水道施設維持管理業務委託(長期継続契約)
- ④ 社会保障・税番号制度システム整備におけるシステム改修作業(令和5年度総務省分)委託
- ⑤ 社会保障・税番号制度システム整備における戸籍システム改修作業(令和5年度法務省分)委託  
比較参考契約<sup>※2</sup>
  - ・令和6年度戸籍総合システム稼働維持委託
  - ・令和6年度総合行政システム保守委託
  - ・令和6年度総合行政システム(データセンター含む)使用契約
- ⑥ 小笠原村健康診断業務委託(単価契約)

##### ① 母島歯科診療業務委託

歯科診療業務について、常勤歯科医師職員による診療から、大学病院との診療業務委託に切り替えたものであった。緊急性の高い状況から、急遽業務委託としたものであ

ったため、診療日数、診療件数等について診療内容に従前に比べ低下がなかったかについて確認した。患者からの要望に対応し、今後はより継続診療日数を延長する方向で対応する旨の説明を受けた。予算執行上は福利厚生を含めた人件費負担に比べて合理的な予算執行となっており、人材不足に対応する方法として業務委託が機能していることを確認した。

② 枯損木伐採作業委託(その10)

主にモクマオウの伐採委託の単年度単価契約で平成27年度からの10回10年目であった。指名競争入札を経て受託業者が選出されており、作業報告書、支払いまでを確認した。支払いについては、30%の前払い条項があったが年1回の支払いとなっていた。

③ 上下水道施設維持管理業務委託(長期継続契約)

令和5年度から5年間の長期継続契約で、令和6年度では、契約変更追加項目があった。理由は、当初契約条項による電気料金の値上げに対するものと、新たに水道法上の検査項目増加によるもので、検査結果は小笠原村ホームページにおいて公開されていた。会計については、小笠原村簡易水道事業会計損益計算書上、「原水及び浄水費」、小笠原村生活排水処理事業会計損益計算書上、「コミュニティプラント費」に計上されていることを確認した。

④ 社会保障・税番号制度システム整備におけるシステム改修作業(令和5年度総務省分)委託

⑤ 社会保障・税番号制度システム整備における戸籍システム改修作業(令和5年度法務省分)委託

④⑤は、戸籍法改正により新たに氏名のフリガナが戸籍の記載事項に追加されることによるシステム改修作業委託であり、④⑤及び上記比較参考契約<sup>\*2</sup>の3契約と同じ受託事業者による特命随時契約であったため、契約の適法性、それぞれの契約について重複項目がないかどうか、契約金額の妥当性について確認した。

⑥ 小笠原村健康診断業務委託(単価契約)

特定健診、がん検診の医療検査診断の委託費用で、小笠原村が「保険者」(健康保険事業の運営主体)となっていることから、法令で定められている事業について委託していた。事業項目、件数により国民健康保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計、介護保険(保険事業勘定)特別会計、一般会計から予算執行されていた。契約にあたっては、伊豆諸島各町村においても多くの住民健康診断業務を受託している事業者単価契約で契約されており、毎年同様の時期に、医療専門スタッフが一同に派遣の形で事業に従事しており、継続的な安定性が保たれていた。

【意見】

全国的に人材不足の問題が深刻となっている中、村の執行すべき業務についても、専門職職員採用の方法だけでは継続的なサービスの確保が難しくなると思われる。専門職

職員の採用努力と並行して、委託契約方法についても検討し、サービスの質量共に住民の福祉に寄与できるよう準備をしていくことを望む。

## (2) 工事契約

- ① 複合施設空調設備更新工事(その3)
- ② 道路改修工事(宮之浜線)その5
- ③ 母島保育施設新築工事(建築)(電気設備)(機械設備)
- ④ 母島小中学校エアコン取換工事
- ⑤ 導送配水管取替工事(沖村3号・8号・乳房線)
- ⑥ 清瀬ポンプ所改良工事(土木)(設備その2)(解体)
- ⑦ 浄化槽取替工事6-1

### ① 複合施設空調設備更新工事(その3)

令和4年度からの小笠原諸島振興開発事業で行われており、令和6年度については、工期延長の契約変更があり、令和7年度へ事故繰越していた。理由は技術者の不足であり、契約変更に伴う承諾書について確認をした。

### ② 道路改修工事(宮之浜線)その5

東京都補助率5割の事業で、入札書類から工事作業報告書、支払書類を確認した。

### ③ 母島保育施設新築工事(建築)(電気設備)(機械設備)

令和5年度から令和7年度までの3か年の工事(建築)(電気設備)(機械設備)であるが、工期の延長、契約金額の増額があった。理由は、

(建築)全国的な作業員不足の影響、工事進捗に伴い各所に調整箇所が生じたこと。

(電気設備)(機械)工事全体の工程遅延及び物価変動に伴うインフレスライド調整。

工事変更設計書、変更書、承諾書共に確認した。

### ④ 母島小中学校エアコン取換工事

職員室のエアコンの取替工事で、契約内容、契約の妥当性、作業報告結果、支払の妥当性について確認した。

### ⑤ 導送配水管取替工事(沖村3号・8号・乳房線)

設計変更による工期変更および契約金額の増額があった。会計は、小笠原村簡易水道事業会計で資本的支出とされ、貸借対照表上、構築物として計上されており、固定資産台帳への記載も確認した。

### ⑥ 清瀬ポンプ所改良工事(土木)(設備その2)(解体)

生活排水ポンプ所の改良工事で、土木工事、設備工事、旧建屋の解体工事であった。土木工事、設備工事は、会計上は小笠原村生活排水処理事業会計で資本的支出とされ、貸借対照表、構築物として計上されていた。

### ⑦ 浄化槽取替工事6-1

浄化槽故障による浄化槽の取替工事で、会計上は、小笠原村生活排水処理事業会計で

資本的支出とされ、貸借対照表上、構築物として計上されており、固定資産台帳への記載も確認した。

#### 【指摘事項】

⑥ 清瀬ポンプ所改良工事（解体）における会計処理において、資産撤去費（除却損）とすべきところ、建設仮勘定として資産計上されていた。このため、次期の会計で訂正すべきと指摘する。

#### 【意見】

全国的な技術者、作業員不足及び建築材料費の高騰により、工期の遅れが問題となっている。小笠原村では、返還当時の建築物の建替えが多く、公共物においても小笠原村が行う工事以外もあり人材の確保が深刻化している。今後も、大規模な長期工事の継続が見込まれるので、より計画的、合理的に進めることを望む。

### （3）補助金

- ① 小笠原村山村・離島振興施設整備事業補助金
- ② 小笠原村商工会運営費補助金
- ③ 小笠原母島観光協会運営費補助金
- ④ 小笠原ホエールウォッチング協会運営費補助金
- ⑤ 生活排水事業会計補助金
- ⑥ 簡易水道事業会計補助金

#### ① 小笠原村山村・離島振興施設整備事業補助金

小笠原村農業経営改善計画認定審査会により認定を受けた農業者、及び農業協同組合に対し、設備資金の補助とする目的で支出され、それぞれ、農業用ストロングハウス、トラック、売店改修工事、改修工事設計料として使用されていた。

#### ② 小笠原村商工会運営費補助金

人件費を含めた補助金で、年中途退職者に対応するものについては、相応の返還金を確認した。

#### ③ 小笠原母島観光協会運営費補助金

人件費、運営費、事業費の補助金で、人材不足等の理由で実施されなかった事業に対応するものについては、相応の返還金を確認した。

#### ④ 小笠原ホエールウォッチング協会運営費補助金

人件費、運営費、事業費の補助金で、各補助金要綱に基づいた支出を確認した。

#### ⑤ 生活排水事業会計補助金

令和5年度では、一般会計から生活排水事業特別会計への繰出金としていたものである。令和6年度から地方公営事業会計を適用したことから、補助金として予算執行した。

会計上は、損益計算書、営業外収益、一般会計補助金として計上されていることを確認した。

#### ⑥ 簡易水道事業会計補助金

⑤と同様に、令和5年度では、一般会計から簡易水道事業特別会計への繰出金としていたものである。令和6年度から地方公営事業会計を適用したことから、補助金として予算執行した。

会計上は、損益計算書の営業外収益、一般会計補助金として2億237万円うち1億4,874万3千円が計上されており、貸借対照表の負債の部、繰延資産、長期前受金として5,362万7千円が計上されていることを確認した。

地方公営企業会計では、建物、構築物、機械等の資産は、その耐用年数にわたり、減価償却費として費用化するが、対応して、補助金のうち特定の資産の取得のためのものについては、一度に収益とせず、一旦長期前受金として、負債に計上し、その対象資産の耐用年数に応じて、長期前受金戻入として収益に計上する。令和6年度においては、上記のと通りの会計処理が行われていた。

#### 【指摘事項】

簡易水道事業会計及び生活排水処理事業会計において、発生主義収益の計上の誤りが確認された。令和7年度において、是正されることを指摘する。

#### 【意見】

補助金については、交付方法の妥当性、目的どおりに使われたか、と共にその効果についても検討し、定期的な見直しが必要である。各補助金団体において、自主財源確保の努力義務を促すことを望む。

#### (4) その他

##### ① 介護サービス等給付金

東京都国民健康保険連合会へ支出しているもので、介護サービス事業の点数の審査委託料の村の負担分であることを確認した。

#### (5) 「小笠原村簡易水道事業会計決算書」及び「小笠原村生活排水処理事業会計決算書」について

#### 【意見】

前述のとおり、2会計が地方公営企業会計に移行となった。

目的は、施設設備の老朽化、人口減少による給排水収入の減少などにより、厳しい経営状況となることが見込まれる中、速やかに損益や財産状況を把握し、これらを公表することで、その対応や長期的な運営計画に役立てるためである。

今回、両事業の内容を把握するため、扇浦浄水場および父島地域し尿処理施設の視察

を行った。小笠原村では、原水はダムによる貯水を利用している。扇浦浄水場では、トリハロメタン除去のため、日本国内の浄水場では唯一小笠原村にしかない帯磁性イオン交換設備の見学をした。水道法の改正により新たな検査項目、表示の増加にも対応しており、小笠原村ホームページにおいて分析結果が公開されていた。渇水非常時には、海水淡水化装置が作動するように対応策が取られており、その保管状況も確認した。父島地域し尿処理施設では、汚水がバクテリアによって、沈殿物となり、排水基準にあった状況で海に排出されている状況を見学した。

誰もが、水を使用せずに暮らすことは不可能である。簡易水道事業は、地方公営企業法において、独立採算制の義務とはされてはいないが、地方自治体には、地域住民が安心して暮らせるようにしてゆく責任がある。それぞれの地方自治体により水質や生産量の優劣など状況は様々であるが、事業の健全な継続のためには、経常的なコストや設備のための資金確保のほか、人を通じての技術の伝承も必要である。各地方自治体は、水道事業の健全化に向けて苦慮しており、具体的な対応策として、水道料金の見直し、DX化によるコスト削減、民営化・民間譲渡、広域化があげられている。広域化の一例としては、東京都内では23区および多摩地区の3市1村を除く26市町は、東京都水道局への一元化となっている。今後、小笠原村として水道事業の健全化を図っていくためにも、地方公営企業会計を短期、長期的な計画対応に役立て更なる安定した施策に寄与することを期待したい。